

少年に初の死刑判決



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271
Copyright (c) 2010
Yamagata Shimbun

2010年
11月25日
〈木曜日〉

速電
報版子

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン

<http://yamagata-np.jp>

Mbi | eやましん

<http://yamagata-np.jp/k/>



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

仙台地裁の
裁判員裁判

「18歳は回避理由ならず」

宮城・石巻の3人殺傷事件

宮城県石巻市で2月、元交際相手の少女(18)宅に押し入り2人を殺害し、1人に重傷を負わせたなどとして殺人罪などに問われた同市の元解体工の少年(19)Ⅱ事件当時(18)Ⅱの裁判員裁判の判決公判が25日、仙台地裁で開かれ、鈴木信行裁判長は求刑通り死刑を言い渡した。裁判員裁判の死刑判決は2例目、少年の被告では初めて。



3人殺傷事件裁判の傍聴整理券を求め並ぶ人たち = 25日、仙台地裁

鈴木裁判長は「永山基準に照らし、遺族感情にも考慮した。事件当時18歳だったことは死刑を回避する理由にならない」と述べた。少年の更生可能性については、鈴木裁判長は「著しく低いと言わざるを得ない」と指摘した。少年は殺害の起訴内容については認めていたことから、量刑が事実上の争点だった。検察側は「山口県光市の母子殺害事件と同じか、あるいはそれ以上に悪質。更生は期待できず、極刑を回避すべき特段の事情はない」と指摘。弁護側は「死刑がやむを得ない場合であるとは言えない」として保護処分を求めている。判決によると、少年は2月10日早朝、少女の姉南部美沙さんⅡ当時(20)Ⅱと友人の大森実可子さんⅡ同(18)Ⅱを牛刀で刺して殺害、男性1人に重傷を負わせ、少女を連れ去って左脚を傷つけたなどとしている。